

「多可町部落差別の解消の推進に関する基本計画・実施計画（答申案）」 に関する意見募集の結果と審議会の考え方（回答）

■ 募集期間 令和4年1月11日（火）～1月25日（火）

■ 募集結果 提出者 17人
提出意見 17件

■ ※ ご意見をまとめるために必要に応じて要約しています。

※ 「法律」は「部落差別の解消の推進に関する法律」、「条例」は「多可町部落差別の解消の推進に関する条例」、「計画」は「多可町部落差別の解消の推進に関する基本計画・実施計画」を示しています。

（番号） 1

（要旨） 他市町から転入してきたが、以前の住所地では多可町ほど同和問題に関心が無かった。今の住所地でも役員が同和教育をしているが、少しマンネリ化している様に思うし、差別は無くならないと思う。現状は、他地区の住民とも同和地区の事を意識せずに付き合いをしているし、同和問題について少し大げさにしすぎではないかと思う。

（回答） 多可町においては、これまで部落問題（同和問題）の解決を町行政の重要な課題として、国や県とも連携しながら長年にわたり様々な施策に取り組んできました。その結果として生活環境等の実態面での格差は大きく改善されました。意識の面では、啓発活動の推進により町民の皆さんの理解と認識は深まり着実に部落問題（同和問題）は解決に向かっていますが、今もなお、結婚や転居などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上には匿名性を悪用し同和地区出身者への誹謗中傷や同和地区を特定、暴露したり、忌避、排除したりする書き込みなどの様々な課題が存在しています。そのために条例に基づく計画を策定し、町民の皆様に部落差別を解消するための取組へのご理解、ご協力をいただけるよう施策の推進に努めます。

（番号） 2

（要旨） 多可町は、近隣市町に先駆けて「部落差別解消推進法」を条例化した。しかし、昨年7月に起きた「同和地区問合せ事象」のように、まだまだ同和地区に対する差別は根強くある。

今回、「多可町部落差別解消推進審議会」が答申する計画（答申案）を基に一日でも早く条例の内容を推進することが必要だと思う。

（回答） 1番をご覧ください。

（番号） 3

（要旨） 【賛意をもった部分】

- ① 現在の部落差別の実態を具体例により、今も差別はあることを明確にしている。
- ② 「…町の責務を明らかにするとともに…部落差別のない多可町を実現することを目的としています。」と計画策定の目的を明確に打ち出している。
- ③ 多可町の意識調査の結果を示して、町民の意識の実態に基づいて策定されている。
- ④ 意識調査での「そっとしておけば自然になくなる」という「寝た子を起こすな論」に触れ、その考え方は「部落問題（同和問題）の解決につながりません」とはっきりと否定している。

【不十分だと思った部分】

- ① 「第3章・実施計画 4 調査の実施」では、意識調査の実施については継続の意思を表明してあるが、実態調査については「国が行う…調査に協力します。」とあり、積極的な姿勢とは思えない。国が調査をしなければ町では実態調査をしないということであり、町として実態調査の必要性をどの程度認識しているのかを明らかにして欲しい。
- ② 「第4章 達成指標」で「目標値」を示した点は支持できるが、教職員の人権教育研修会については、現状値の「年1回」に変化がない。意識調査の結果からも、この問題の解決には学校教育の役割は非常に大きいと考える。また、人権教育の高まり・深まりは、部落問題（同和問題）にとどまらず、他の人権問題やいじめ問題を克服する子ども集団をつくることに直結する。そのためにも、教職員の研修はせめて「年3回」程度は必要と考える。

国の「推進法」を受け、一早く町の「条例」を制定し、「審議会」の設置、「答申案」の策定…という一連の町の取組に敬意を表する。「騒ぐほど部落差別は残っていない」という意見に対しては、現実の差別の事例を示して理解を求め続け、一方で町の施策を粛々と実施していく姿勢を貫くように切望する。

町民の一人として部落差別の解消に向けて行動していく気持ちでいること、そして、今後の多可町の取組が、この問題に対する町の「本気度」を表すことになる。

(回答) 【不十分だと思った部分】について

- ① 調査を実施した場合の結果がその後の施策に反映されることを前提に、調査にあたっては、比較対象となる国または他の自治体が行う調査内容との整合性が求められると考えます。そのために国が行う調査を基本とし、地域性や内容が不十分であれば町独自の考え方も考慮しながら調査を実施したいと考えています。

② 人権教育については、町立小中学校では、「人権コアカリキュラム（平成30年度）」に基づき、発達段階に応じて個別的な人権課題を年間指導計画に位置づけ、各教科や総合的な学習の時間等、教育全体を通して取り組んでいます。教職員は、多可町独自の取組である本カリキュラムの実施、授業実践にあたりその都度校内での事前教材研究、事後研修を行っています。また、兵庫県では、教員資質向上指標が示されていることから、教職員研修計画に従い、人権感覚を磨くことはもちろんのこと、教職員としての資質向上が図られるよう研修しています。それに加え、教育基本法第9条に「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあることから、教職員は、日常的に自主研修をしています。

教職員は、様々な人権課題についてあらゆる場で年に複数回研修を重ねています。この「多可町教職員人権教育研修会」は、それぞれの研修で得た成果や課題を共有し、現時点で実施している人権課題解決への取組の改善を図る会という位置づけです。多可町教育委員会としてはこれまで通り、人権教育に注力し継続していくという意味で年1回という目標値をあげています。

(番号) 4

(要旨) 部落差別について知ったのは中学校の時であり、その後に支部の役員の経験がある。その頃に比べれば（部落差別は）かなり改善されているとは思いますが、高齢者は今の若い世代の（部落差別に対する）認識が低いと感じている。部落差別はもう無いと思う人も多いと思う。

いずれにせよ、（部落差別問題に）直面した時にはっきりと自分の意見が言えるようになって欲しい。時間はかかると思うが、勉強や行動をしていきたい。計画への意見ではないが、自分の思いを伝えさせてもらった。

(回答) 1番をご覧ください。

(番号) 5

(要旨) 条例が制定されたことは、解放運動の成果であると思う。20歳代から長い間、解放運動に関わり町職員と各集落に出向いて勉強会もしたが、今なお、差別の解消には至らず残念である。

部落差別は施策によってつくられたもので、一般的な差別とは異なると思う。部落問題（同和問題）解決がすべての差別解消になると信じて解放運動を進めてきた。解放運動がなければ国も町も動いていなかった。

意識調査については、（相変わらず自然になくなる・わからないなどの意見があり）昔とあまり変わり映えしない。

結婚については理解が進んだように思われる。これからは、啓発活動、住民学習、講演会等が大切になると思う。

(回答) 1番をご覧ください。

(番号) 6

(要旨) この計画が順調に進展すれば部落差別解消に大きく資するものと期待する。

特に重要と思うのが、教育・啓発である。同和地区に対する誤った認識(犯罪者が多い、ガラが悪い、汚い、同和地区発生の経緯等)が未だに多くの人々の脳裏に深く染み込んでいると思う。

これらの誤った認識(まるで他地域の人々と人間が違うかの様な考え方を正す教育・啓発を子供、大人を問わず工夫して進めて欲しい。

時々の計画の推進効果を審議会をよく検証し、見直しながら推進して欲しい。

(回答) 部落差別の解消のためには、すべての人が部落差別に関する正しい知識を持ち、誤解や偏見を無くしていく必要があります。そのために計画に基づき部落差別のない社会を実現するための施策を推進していきます。

また、施策がより有効となるように審議会において計画の評価と見直しを図っていきます。

(番号) 7

(要旨) 達成指標の2025年目標数値がすべて常識的にあるべき数値からして低過ぎるように思われる。なぜその数値に設定されているのか教えて欲しい。

目標値は計画策定時の自己評価なので、もし目標値が常識的な数値より低いとしたら、実施計画が不十分ということになると思う。

(回答) 達成指標について

- ・条例の認知度については、人口減少を加味しながら59歳以下の層を現在の60歳以上の認知度まで引き上げ、60歳以上の認知度の微増を見込んで算出しています。
- ・人権学習会等への参加者数は、近年の実績値を考慮した総合計画、教育ビジョンの達成指標から引用しています。
- ・本人通知制度の登録者数については、人口減少を加味しながら、近隣市町の中で登録率の高い自治体を参考に算出しています。
- ・人権教育研修会については、3番の②をご覧ください。

(番号) 8

(要旨) 条例が制定されたことは、大変良いことだと思う。

条例の目的や内容を含め、町民に向けた啓発活動を強化して行う必要がある。

(回答) 計画でも「教育及び啓発」は、施策の方向性の中で大きな柱としてとらえています。「啓発」については、法律や条例の認知度の低さ、無知・無理解・無関心、誤った認識等を課題としてとらえ、町民一人ひとりが部落問題(同和問題)に正しい認識をもち、部落差別のない社会が実現するように努めます。

(番号) 9

(要旨) 部落差別については、中学入学時に先生から聞いた。先生から部落差別の成り立ち、歴史の説明を受け、活動にも参加し社会に出た。長い歴史の中で植え付けられた誤った意識や知識、教えは時間をかけた取組が必要かと思われる。

また、部落差別だけではなく全ての人権問題に対して取組が必要であると思う。意識調査の少数回答にも詳細な分析を行い、計画の修正を行い、(問題解決に向けた取組を) 継続していくことが大切だと思う。

(回答) 6番をご覧ください

(番号) 10

(要旨) 多可町では以前から部落問題(同和問題)に対して教育、啓発等を通じた取組を行っているが、現在でも存在する(部落問題(同和問題)や差別)事案が発生している。正しい知識を理解してもらうには(取組への)マンネリ化を避け、理解しやすくする事も必要である。

(回答) 6番をご覧ください。

(番号) 11

(要旨) 1 誤彙・文章が分かりにくい箇所

○6 ページ 下から2行目「有意差」とは?

何らかの理由によって差があると述べているのだろうが、項目を7つも取り上げる必要はない。結論に導くためには、はじめの4項目で十分。

○13, 14 ページ 「フィールドワーク研修」「人権教育コア・カリキュラム」とは?

2 第2章～第5章

審議会が結論とするところは、「正しい知識、理解」「教育」「啓発活動、推進」であることは理解できる。

しかし、10 ページにあるような「学校での人権教育…」を説く考え、と「そっとしておけば…」という層の段差を埋める手立てはないものかと思う。後者の考えを「積極的な取組を避けようとするもの」という結論はそのとおりだが、依然としてこのような考え方がすることは、教育・啓発活動のあり方に警鐘を鳴らしていると思わざるを得ない。

第3章には様々な取組が述べられている。勿論、本条例の周知徹底を切に願うが、そのためにも町職員・学校教職員・人権啓発推進室職員の資質向上と、不断の人権感覚・意識の涵養を図っていただきたい。

とりわけ学校教職員にあっては、様々な経験・研修の機会を与え、研ぎ澄まされた人権感覚を養い、それをもって児童生徒の教育に当たらせたい。人権感覚をしっかりと身に付ければ生活指導も教科の指導も視点が変わってくると思う。

第4章「達成指標」については妥当なところかと思うが、住民学習会は

VTR を観て終わり、という感じが多いので再考の必要があるかと思う。また、教職員人権研修会の回数は少ないと思う。上からの研修会（講演を拝聴する）だけでなく、フィールドワークや教育関係以外での研修・体験学習、時には互いに議論する場も必要ではないか考える。

(回答) ・有意差は偶然に起こったとは判断できない差と解釈しています。今後の施策推進の参考とするためにも年代別に有意差がみられた選択項目について、記載しています。

・フィールドワークは、差別・人権に関わる問題の理解を深めるため、現地に赴き人権問題・差別問題を自分の問題として捉える機会を目的とし実施します。

・多可町教育委員会では、小中学校における人権・同和教育の充実を図るため、「人権教育コアカリキュラム」を作成しています。

小中学校の社会科の中で、「人権の歴史」の視点から学習を進めるとともに、小中学校の道徳と中学校の総合的な学習の時間において、人権・同和学习の核となる教材を指定教材として、体系的に「人権の歴史」について学び、人権課題について深く考えることを通して、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない子どもを育てていきます。

・部落差別の解消のためには、すべての人が部落差別に関する正しい知識をもち、誤解や偏見を無くしていく必要があります。そのために計画に基づき部落差別のない社会を実現するための施策を推進していきます。

・町職員、人権啓発推進室職員の資質向上については、「第3章 実施計画」 「1 部落差別解消推進条例の周知」や「3 教育及び啓発」内にも明記しているとおりさまざまな研修等を通じて知識や理解を深め、資質の向上に努めます。教職員の資質向上については、回答3番②をご覧ください。

・住民学習会については、地区人権啓発推進委員とも連携を図りながら、創意工夫した内容で研修、学習ができるように努めます。

・人権教育研修会については、回答3番②をご覧ください。

(番号) 12

(要旨) 条例施行について認知度が25.7%にとどまっていることについて学習会等に参加しやすい環境づくりが必要ではないか。

(回答) 「条例の周知」において幅広い年齢層に条例の目的や内容を含め、あらゆる機会を通じて周知に向けた活動を強化、継続していく必要があります。そのために町民、企業・団体とも連携しながら啓発活動を推進していきます。

また、住民学習会については、地区人権啓発推進委員とも連携を図りながら、創意工夫した内容で研修、学習ができるように努めます。

(番号) 13

(要旨) 住民意識調査を見る限り、部落差別に関して「わからない」という意見が多く見受けらる。「条例」を制定したことにより「寝た子を起こす」状態になるのではと危惧する。一方で、就職差別はなくなりつつあるが、未だに結

婚差別は根強くあるように思う。また、同和地区の住民に対して言動が粗暴であるとか下品だとか、関わってもいないのに一様に一括りにしてしまう偏見がある。

隣接した地区や仕事、経済交流がある住民からすればそこまでの意識も無いだろうし、文化やスポーツ等住民同士の交流が深まるような活動になれば、偏見も少なくなると思う。

そして同和地区自体ももっと魅力的な村づくりをする事により他地区住民との交流も深まるのではないかと思う。

(回答) 6番をご覧ください。

(番号) 14

(要旨) 冒頭の「町民の理解と認識は深まり、着実に解決に向かっていきます。」とあるが、一方では、「全国的にみれば情報化の進展によって…」差別事象が続出とあり、その整合性について疑問が残る。町に向かって入ってくる情報はわかるが、町から出た情報は入ってこないと認識。「部落差別」は厳然と生きている。

【教育・啓発】 教育・啓発は学校教育から、そして正義感をもつ人材育成が必要。歴史研究が進み誤った知識を植え付けてきた。差別の仕組・起源が従来の学習内容の誤りの部分として指摘され修正されている。(30代以上か)これをどうするのか。

意識調査より

①学校の果たす役割大

知ることも、その実態も浅いけれども学校で知った。従って9年間で計画的に正しく理解を促し正義の力をつけることが求められる。例えば、解放学級に参加・不参加があって「意味が理解できていないまま」の二極を作っている。1時間余計に学習・交流等で何故生き方を学ぶのかと言うことの理解が必要ではないか。

②「差別を受けている地区を知った」小中学校で70%

「知ったきっかけは」学校の授業 33.8% 父母 23.7% 友達 9.9%

「今起きている問題」結婚への反対 33.8% 身元調査 26.4%

これらより、教育の責任において果たす役割は極めて大と考える。今日までの総括とこれからの計画的実践が実りあるものとしていくことが求められる。

③大人社会への啓発

住民学習参加者は30%程度と言われ、参加者は同じ人が多く見受けられ広がりが無い現状の改善、もしくは代替する取り組みを。最も難しいが大事な層。推進を遠慮がちでなく家庭の役割は子どもの養育と合わせて正しい知識・正義を教える場として啓発を積極的にあらゆる機会を捉えて実践すべき。

④無意識＝深層に血肉として

誰もが持ち合わせている深層にある（差別心）、ここに到達しないと完全に払拭できない困難な意識が存在。

個人の資質を「年のせい」にする言動、「老害」が見過ごされる背景に根深い年齢差別がある。（オリンピック委員発言より）深層に迫る啓発教育が求められる。

⑤「本人通知制度」の活用

住民学習会で

- ・すべての被差別につながっている
- ・わかりやすい
- ・手続き簡単
- ・認知度も図りやすい

これらを通して理解を深め「差別解消」への意識向上へとつなげる。

⑥人権教育の専門性 「人権」についてやってみたい人材を求め専門性を高める。相談委員の資質も高める。

(回答) ・部落差別の解消のためには、すべての人が部落差別に関する正しい知識を持ち、誤解や偏見を無くしていく必要があります。そのために計画に基づき部落差別のない社会を実現するための施策を推進していきます。

・人権教育については、町立小中学校では、「人権コアカリキュラム」に基づき、発達段階に応じて個別的な人権課題を年間指導計画に位置づけ、各教科や総合的な学習の時間等、教育全体を通して取り組んでいます。

・意識調査については、「第2章 基本計画」において「多可町の現状と課題」を明確にし、今後の施策に活かしていくために掲載をしています。「教育及び啓発」をはじめ、個別の事業の方向性や内容等の詳細については、計画中には示していませんが、条例の基本理念や計画の趣旨に沿った事業を展開します。

・住民学習会については、地区人権啓発推進委員とも連携を図りながら、創意工夫した内容で研修、学習ができるように努めます。

・町職員、人権啓発推進室職員の資質向上については、「第3章 実施計画」「1 部落差別解消推進条例の周知」や「3 教育及び啓発」内にも明記しているとおりさまざまな研修等を通じて知識や理解を深め、資質の向上に努めます。教職員の資質向上については、回答3番②をご覧ください。

(番号) 15

(要旨) 時間を割いて相談に来てるのに担当者が休みで、「その件は分からない」とのこと。担当1人にしか分からない状態はおかしいと思う。町民は時間を割いて窓口に行ってるのだから、担当者が休みで片づけられるのはおかしい。いつでも対応出来るような勤務状態をつくって欲しい。

(回答) 部落差別に関する相談に的確に応じるために相談体制の整備、強化を図ります。相談業務につきましては、継続して実施し相談事案の解決と相談者の支援に取り組めます。また、人権相談の体制の充実、職員の資質向上にも努め

ます。

(番号) 16

(要旨) 部落差別解消については、50年以上取組んできた。(差別は) まだまだ根深く残っていると感じる。

実施計画については、それぞれの立場でしっかりとやっていけば、少しずつでも進んでいくのではないかと思うが、かけ声だけにならないよう、いかに住民全体に浸透させていくかが、大切である。

(回答) 1番をご覧ください。

(番号) 17

(要旨) 過去には支部役員で当時部落解放に向けた啓発活動を大いに盛り上げ活動してきた。今は差別も陰湿化し見えなくなっている。部落差別解消の推進に関する計画(答申案)が一日も早く条例とともに効果が発揮出来ることを希望する。

(回答) 1番をご覧ください。